

愛媛県総合科学博物館中期運営計画

I 策定の趣旨

愛媛県総合科学博物館は、県民に対し科学に関する正しい理解を深めるための学習機会を提供して創造的風土の醸成を図るとともに、科学技術の進歩と本県産業の発展に寄与することを目的として、平成6年11月、設置されたものです。

今後の県民の科学に対する生涯学習ニーズに応えるため、平成16年度から5ヵ年ごとに「中期運営計画」を定め、21年度からは県と指定管理者とが連携して設置目的の効果的・効率的な達成を図ってきました。

その結果、維持管理費の大幅な減少や企画展入館者数の増加、博物館ボランティアの拡充などの成果がありました。当館に求められるニーズに対応するため、今後も引き続き、博物館が果たすべき使命と目標を具体的に定め、その達成を図る必要があります。

本計画は、前計画の取組の成果や課題などを踏まえ、「博物館法」第9条に、博物館の努力義務として、「運営の状況に関する評価等」が規定されていることに基づき、今後の当館の運営評価を行うための指針として策定するものです。

II 運営にあたっての目標

愛媛県の自然史・科学技術・産業に関する中核拠点として、当館の設置目的を達成するための具体的な目標を次のとおりとします。

1 施設の業務

(1) 博物館法に規定する事業

博物館法に規定する登録博物館として、次の事業を実施します。

- ① 愛媛県の自然史・科学技術・産業に関する資料の収集・整理・保存を行い、本県の貴重な自然史・科学技術・産業資料を後世に確実に継承します。
- ② 愛媛県の自然史・科学技術・産業に関する調査研究活動を推進し、その地域的特性等を明らかにするとともに、効果的な情報発信を行い、研究成果を県民と共有します。
- ③ 資料収集や調査研究の成果に基づき、愛媛県の自然史・科学技術・産業を総括的に理解できる展示を行うとともに、企画展示を積極的に実施し、来館者の主体的な学習を促進します。
- ④ 様々な教育普及事業を実施し、県民が愛媛の自然史・科学技術・産業に親しむ機会を提供します。

(2) 生涯学習の促進及び援助

社会教育機関として、生涯学習の促進及び援助を行います。

(3) 施設の提供

施設の提供を行い、県民の利用に供します。

2 県民サービスの向上

絶えず展示内容や提供サービスの向上に努め、来館者の満足度の向上を図ります。

3 県民参画・連携

県民とともに創る博物館として、ボランティアなどによる県民の参画や交流を促進するほか、県内博物館をはじめとする社会教育・文化施設、学校や地域との連携強化を図り、地域貢献に努めます。

4 利用者増の取り組み

各種イベントの企画や施設のPR等により、今後一層の利用者増に取り組みます。

(指標)

総入館者数

平成 26～29 年度利用者平均 22.4 万人 → 平成 35 年度 23.5 万人

III 計画の期間

中期運営計画の期間は、平成 31 年度から平成 35 年度までの 5 年間とします。

IV 実施事業と実施方針

II の目標を達成するため、当館が実施する事業と事業実施にあたっての方針を次のとおりとします。

1 博物館機能として実施する事業

(1) 資料収集・整理・保存事業

各分野において、愛媛県産または愛媛県に関わりの深い資料を重点的に収集するとともに、整理・保存のうえ、展示や調査研究をはじめ、館内外での教育普及活動などに有効活用します。

なお、収集にあたっては、ホームページ等を活用することにより、教育機関・各種研究機関や一般県民からの寄贈、寄託等積極的な協力が得られるよう努めます。

① 資料収集

- ・ 自然分野では、愛媛県に産する生物・地学資料等を中心に収集します。
- ・ 科学技術分野では、身近な科学や先端技術の紹介に活用する展示用資料等を収集します。
- ・ 愛媛の産業分野では、県内に存在する貴重な産業関連資料等の散逸を防ぐ観点から、地元企業・団体などと連携して収集保存に努めます。特に、これまで収集してきた住友別子銅山等の鉱業関係、紙産業、タオル産業、鉄道関係、水産業等の産業資料については、引き続き収集を進めます。
- ・ ホームページ等で資料収集の呼びかけや寄贈・寄託申請様式の配布を実施し、寄贈・寄託受け入れの周知を図ります。

② 資料整理・保存

- ・ 収集資料はデータベースに登録するとともに、整理の完了した資料については資料目録等を刊行するなど、資料公開の充実を図ります。
- ・ 外部委託やボランティアの活用も視野に入れ、計画的に整理業務を進めます。
- ・ 自然分野でこれまでに寄贈されたコレクションについては、早急に公開する

ことを目指し、整理業務を進めます。

- ・ 収集資料の良好な状態を保持するため、総合的有害生物管理（IPM）の考え方にに基づき日常的な温湿度・光量を管理して虫菌害の予防措置をとり、必要に応じて保存処理を施すとともに、資料の劣化を防ぐため燻蒸などの防除対策を講じます。

(2) 調査研究事業

調査研究は、博物館事業の根幹をなす収集・整理・保存と展示や教育普及等を結びつける重要な事業活動であることから、引き続き重点的に取り組みます。

- ① 研究報告の内容充実を図るとともに、成果物として生物目録や動物誌等の作成に取り組みます。
- ② これまでに実施した展示事業や開設講座などの活動成果を取りまとめ、学校教育等の参考となる資料を作成します。
- ③ 産業分野では、住友別子銅山などの産業遺産や紙、タオルなど地場産業に関する調査・研究を引き続き進めます。
- ④ 学会における学芸員の成果発表等は博物館の業績として評価するとともに、積極的に公表します。
- ⑤ 外部共同調査への参加や各種学会・シンポジウムなどの誘致など、外部機関の実施する事業などに対する博物館としての新たな関わり方を検討します。

(3) 展示事業

常設展示、特別展などの展示事業は、館が保有する資料などを有効活用し、日頃の調査研究活動等の成果などについて、展示観覧者が科学技術等への理解を深める機会を提供するものであり、質量ともに一層の向上を目指します。

① 常設展示

- ・ 昨今の厳しい財政事情などから、当面は、常設展示については現状を基本としますが、必要に応じて小規模な改修などを行い、展示内容の質を確保するものとします。
- ・ 改修や模様替えにあたっては、映像、パネル主体の展示演出から体験型展示に重点を置き、楽しみながら観られる構成・演出とします。
- ・ 収蔵している実物資料は積極的に常設展示等に活用するほか、学校教育で学習する科学技術分野の体験展示を増強します。
- ・ 展示内容に関する満足度調査(アンケート)を継続実施するほか、幼児連れや高齢者などに対する調査も実施し、すべての人にやさしい展示(ユニバーサルデザイン)の研究を進めます。

(指標)

平成 26～29 年度平均常設展示観覧者数 14.6 万人 → 平成 35 年度 15.4 万人

② 特別展

年 1 回以上行う特別展については、ファミリー層をメインターゲットとするテーマや開催時期を選び、実物資料や体験装置を多く展示するとともに、印刷物や展示配置などを工夫して、より多くの県民の来館を目指します。

③ 企画展

企画展は、職員の手づくり型を基本とし、調査研究成果の発表、新着資料や新

規製作の展示物の公開、テーマに基づいた体験展示などの内容により、随時実施します。

④ 巡回展

ゴールデンウィーク等に有料の巡回展を行い、展示の充実や収入の確保に努めます。また文部科学省や関連財団などが主催する巡回展などについては、費用対効果が高いと認められることから、その誘致に努めます。

(指標)

平成 26～29 年度平均特別展等有料展示観覧者数 6.2 万人 → 平成 35 年 6.5 万人

⑤ 実施上の留意点

- ・ 展示室の展示環境について適切な管理に努めるとともに、展示品の定期的な点検を実施し、故障があった際は迅速に対応します。
- ・ 高齢者や子どもが展示内容を理解できるよう、解説パネルの文字の大きさやふりがな等に配慮します。
- ・ ボランティアによる展示解説を実施するとともに、観覧者の理解を深める支援方法を検討します。

(4) 普及啓発事業

普及啓発事業は、常設展示などでは行き届かない専門分野・特定分野などについての学習機会を提供するものであり、引き続き充実を図ります。

① 博物館講座

「親子自然教室」、「自然観察会」、「天体観望会」、「科学工作教室」、「科学実験教室」、「大人のための科学講座」、「産業講座」、「かんたん工作教室」等、計 6 講座以上を実施します。実施にあたっては、最新の学術情報や成果を講座に盛り込むなど受講者の興味を引くような工夫を図り、効果を高めます。

② 科学講演会等

愛媛県の自然史・科学技術・産業に関する理解を増進するテーマの講演会・座談会・シンポジウム等を実施します。

③ 学校教育等との連携

「出前博物館講座」など学芸員の講師派遣や、「貸出用実習教材セット」の開発、「教員のための博物館の日」など学校教員等との交流、「かはくプレゼンテーション大会」の実施、「かはくで授業」の実施など、博物館と学校・自治体教育委員会の連携促進を積極的に推進します。

④ イベントの実施

ゴールデンウィークや夏休みのお盆時期など来館者が特に多い期間に、博物館主催又は関係団体等との共催による実験教室や工作教室、指定管理者による自主事業等、博物館の設置目的を達成するための県民に親しまれるイベントを開催します。

(5) プラネタリウムの運営

世界最大級の投影ドームを持つ当博物館のプラネタリウムでは、引き続き良質

の番組を提供するとともに、効率・効果的な運営を行います。

① 番組制作

光学式投影機と全天周デジタル投影システムを完全一体制御する「ハイブリッドプラネタリウム」の能力を活かした、集客力のある番組の導入を図ります。

② 運営

- ・ 観覧者の多い休日と少ない平日によって、投影回数や上映開始時間の変更などによる効率的な運営を行います。
- ・ 特別投影（講演会やコンサート）など、観覧者側のニーズに合わせたプログラムを提供します。

(指標)

平成 26～29 年度平均観覧者数 7.7 万人 → 平成 35 年度 8.1 万人

(6) 県民参加の促進

① 情報公開

博物館法第 9 条の 2 の規定に基づき、博物館の事業に関する県民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの方々との連携及び協力の推進に資するため、当博物館の運営の状況に関する情報を積極的に公開します。

② 博物館友の会活動

「愛媛県総合科学博物館友の会」については、地域住民が気軽に博物館に足を運ぶための橋渡し役であり、同会の活動を積極的に支援するとともに一層の連携を図ります。

③ 博物館ボランティアの推進

地域住民の博物館活動への参画と来館者サービスの向上を目的に、展示解説ボランティアや資料整理ボランティア、普及啓発事業ボランティアの活動を積極的に推進します。

④ 博物館実習・職場体験・インターンシップの受け入れ等

学校教育が実施する博物館実習、職場体験、インターンシップ等については、要望に応じて受け入れを行うとともに、博物館に係る非常勤講師等の要望があった場合は、柔軟に対応します。

⑤ 博物館協議会委員の一般公募

博物館長の諮問に対し意見を述べる博物館協議会の委員について、一般県民から公募を行い、県民の意見を反映した博物館の運営に努めます。

(7) ネットワーク

愛媛県の自然史・科学技術・産業に関する中核機関として、以下の活動を行います。

① 県内外の関係機関との連携・交流

県内の博物館・資料館をはじめ、大学・社会教育機関・関係団体等との交流・連携に努めるとともに、県外の博物館との情報交換や共同企画の実施の検討等、広域連携を図ります。

② 博物館附属設備の提供

市町・団体等の依頼に応じ、くん蒸・保存処理等の博物館附属設備を提供し、愛媛県内の自然史・科学技術・産業資料の保護・継承に貢献します。

③ 専門的事項に関する助言・協力

国及び地方自治体等、関係機関からの依頼に応じ、委員会等への協力、調査協力等を通じ、専門的事項に関する助言・協力をを行います。

④ 各種行政施策と連携した事業の実施

県政推進の観点から、愛媛県及び愛媛県教育委員会の各種行政施策と連携した事業の実施に努めます。

⑤ 地域振興への貢献

これまでの博物館機能に加えて、市町や地域の関係団体等と連携し、魅力ある施設として地域の観光振興等に貢献するよう努めます。

2 生涯学習の促進及び援助

社会教育機関として、生涯学習センター等と連携を図りながら、県民の生涯学習活動を支援するため、次の事業を実施します。

(1) 図書室の運営

無料開放の図書室については、引き続き図書を無料で閲覧に供し、県民の生涯学習活動を支援します。

(2) 生涯学習講座（コミュニティ・カレッジ）の開催支援

愛媛県生涯学習センターが、心の豊かさや教養を高めるとともにふるさと愛媛を再発見し、また社会的課題に対応するため、年齢・性別・職業を問わずに学習できる場として、コミュニティ・カレッジを総合科学博物館で開催する場合、その支援に努めます。

(3) NPO 等との共催事業

NPO 等との協働を促進するため、NPO 等から博物館との共催事業の実施に係る申出があったときは、事業の実施について配慮します。

(4) 学芸員による相談

県民の自然史・科学技術・産業に関する学習活動に資するため、学芸員が相談に応じます。

3 施設の提供

(1) 研修室等の利用促進

研修室、多目的ホールについては、有料で提供しており、引き続き県民の利用促進を図ります。

(2) エントランスホールの活用

エントランスホールについては、無料開放しており、利用者の交流の場として活用を図ります。

V 広報の充実強化

より多くの県民が博物館を館内外で利用することにより、博物館事業の成果が還元されると言う観点からも、博物館の広報活動は施設の利用促進において重要であ

り、次のとおり広報活動を展開します。

1 情報発信機能の強化

利用申し込みのオンライン化促進を含め、博物館ホームページの一層の充実とSNSの積極的な活用を図るとともに、ポスター等の各種の広報媒体を関係諸機関・団体（学校・社会教育施設・報道機関）に適切に配布するなど、博物館の情報を積極的に発信します。

また、講座や講演会などのイベントについては、そのテーマに呼応した関係団体等に情報を発信するなど、効果的な広報に努めます。

2 潜在来館者の掘り起こし

博物館事業（企画展等）の事業実施にあたっては、取り上げるテーマの内容や実施時期について十分に検討したうえで、効果的な広報を展開し、潜在来館者の掘り起こしに努めます。

3 広報活動の展開

館周辺に立地する他の生涯学習関連施設や集客施設等と連携を取り、誘客活動の共同実施を検討します。

4 誘致活動

学校、企業、関連団体等への誘致活動の実施など博物館の利用促進を図ります。

VI 県民サービス向上のために行う事項

県民に対するサービス等の向上のため、次の事項を実施します。

1 事業評価の実施

当館の展示及び各種事業の効果について、従来の利用者数、アンケート調査の分析に加え、資料貸出件数、講師派遣回数など、きめ細かな評価指標を複数設定して、これらに基づく事業評価を順次実施するほか、中期計画の進捗状況については、毎年度、博物館協議会へ報告、意見を求め、業務運営の改善に反映させます。

2 展示内容の充実

(1) 体験型展示の充実

パネル等の静的な展示中心から、実物資料など、来館者が楽しみながら学習できるような体験型展示を導入するよう努めます。

(2) 誰もが分かり易い丁寧な展示

学校団体向けの総合学習の体験展示や、幼児向けの展示スペースを確保するほか、新しい科学技術の話題に関してはタイムリーな解説コーナーの設置などにより誰もが分かり易い丁寧な展示を心がけます。

3 施設利用申込のオンライン化

施設の貸館や講座受講・団体見学等に係る館ホームページからのオンライン申込みの導入や、ホームページ上の電子メール欄の活用など、博物館に関する問い合わせの利便化を検討します。

4 開館日・開館時間の弾力化

来館者のニーズに応じ、開館日や開館時間を柔軟に設定します。

5 博物館資料の特別利用及び貸出

特別利用及び貸出可能な所蔵資料目録の整備を更に進めるなど、博物館資料や研究成果等について、県民の利用が促進されるような環境の整備に努めます。

6 講師派遣の充実

学校、公民館等の要請による職員の講師派遣については今後とも積極的に対応します。

7 障がい者等に対する配慮

建物等のハード面については既にバリアフリー構造となっていますが、今後は、さらに展示解説などのソフト面についての環境整備を検討します。

(1) 障がい者、高齢者等の利用に配慮した動線、表示、展示方法の改善などに努めます。

(2) 高齢者や子どもが展示内容を理解できるよう、解説パネルの文字の大きさやふりがな等に配慮します。

(3) 外国人が博物館を利用しやすいよう、外国語パンフレットや外国語による展示解説サービスの充実、Wi-Fi 環境等の整備を図ります。

(4) 乳幼児と保護者が円滑に博物館を利用できるよう、引き続きベビーカーの貸出、授乳室・おむつ交換台等の環境整備に努めます。

8 危機管理

来館者の安全及び施設収蔵資料の保全を図るため、安全管理マニュアルを随時見直して事故の予防保全に努めるとともに、消防・防犯訓練等を実施します。

9 個人情報の保護

愛媛県個人情報保護条例第14条の規定により、個人情報を適正に取り扱います。

Ⅶ 収支に関する事項

1 指定管理者制度

指定管理者制度のメリットを生かし、効率的な経費執行と利用料金の確保に努めます。

2 外部資金の導入

各種助成金の獲得や、実行委員会方式による事業実施等、博物館運営において外部資金の導入を図り、博物館活動の充実と収入の確保に努めます。

Ⅷ その他

計画策定にあたり、付随して次の事項を定めます。

1 組織・人材について

(1) 県と指定管理者の連携を密にして情報共有を図るなど、効率的な組織運営に努めます。

(2) 職員の適正な配置に努めるとともに、関係施設間での交流を促進します。

(3) 各種専門研修等を通じ、職員一人一人が職責を果たすために必要な能力や資質の向上に努めます。

2 施設老朽化に対する対策

設立後25年を経過し施設の老朽化が進行している現状を鑑み、今後も安定的に運営を継続するため、適切な維持管理及び計画的な修繕に取り組みます。

3 開館以来展示更新を行っていない産業館や日々進歩する科学技術等の常設展示の充実など、館の魅力向上を図るため、今後、地元企業や学校教育関係とも連携を取りながら、展示内容を検討していくこととします。

4 事務のOA・ペーパーレス化、省エネルギー・リサイクルの推進

環境負荷の低減を目指し、OA・ペーパーレス化を一層推進するとともに、光熱水費等の使用状況等を常時把握して節減に努めます。また、展示物品の再利用や廃棄物の分別収集を徹底するなどリサイクルを推進します。

5 計画の変更等

本計画は、策定時点における諸事情に大きな変動がないことを前提条件として策定したものであり、県の予算や財政計画、組織再編などに伴い、財源や人員等に著しい変更が生じた場合は、計画期間中にもかかわらず、必要に応じて見直すものとします。